

付 議 第 1 号

高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令議案

高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3） 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会訓令

高知県教育委員会訓令第 号

事務局
各教育機関

高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年8月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号の次に次の3号を加える。

- (5) 保育所を経営する社会福祉法人の定款を認可すること。
(6) 保育所の設置を認可すること。
(7) 認定こども園の認定をすること。

附 則

この訓令は、平成24年8月 日から施行する。

高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令議案説明

1 改正の目的及び内容

保育所を経営する社会福祉法人の定款の認可、保育所の設置の認可及び認定こども園の認定の事務については、現在、教育委員会の権限とされているが、それぞれの詳細な審査基準に基づき教育委員会事務局において審査を行っていること等から、これらの事務を教育長に専決させることとするため、教育長の専決事項を定める規程に追加しようとするものである。

2 施行期日

平成 24 年 8 月 28 日

新 旧 対 照 表

新

高知県教育委員会事務専決規程(抜粋)

本則

(教育長の専決事項)

第2条 教育委員会は、高知県教育委員会事務委任規則(平成4年高知県教育委員会規則第1号)第2条に定める事務のうち、次に掲げる事務について教育長に専決させるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 保育所を経営する社会福祉法人の定款を認可すること。

(6) 保育所の設置を認可すること。

(7) 認定こども園の認定をすること。

(8) 略

(9) 略

旧

高知県教育委員会事務専決規程(抜粋)

本則

(教育長の専決事項)

第2条 教育委員会は、高知県教育委員会事務委任規則(平成4年高知県教育委員会規則第1号)第2条に定める事務のうち、次に掲げる事務について教育長に専決させるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 略

(6) 略

社会福祉法人の定款の認定等の教育長専決への変更について

1. 教育長の専決とする事務

- ① 保育所を経営する社会福祉法人の定款を認可すること（事務委任規則第2条第19号）
- ② 保育所の設置を認可すること（事務委任規則第2条第20号）
- ③ 認定こども園の認定をすること（事務委任規則第2条第23号）

2. 変更しようとする理由等

○これらの事務は、省令や国の通知等に基づき審査し、認可の可否を判断するものであることから、教育委員会の審議に付さなくても教育長決裁（専決）としても問題ないと考えられる。

《 審査基準 》

社会福祉法人の審査基準・・・社会福祉法人の認可について（厚生省局長通知）

保育所設置の審査基準・・・児童福祉施設の設備及び運営についての基準（厚生省令）

保育所の設置認可等について（厚生省局長通知）

認定こども園の認定基準・・・高知県認定こども園条例（法令の基準を基に制定）

○審査基準以外の要素を持って判断すべき事案である場合は、教育委員会への付議が可能。

○教育長への委任ではなく専決とすることについて

- ・法人設立、施設設置認可等は、社会福祉事業等を開始するうえで重要な事項であったため教育委員会の決裁（教育委員会名での認可等）としていたと考えられる。
- ・こうした経緯を踏まえ、これまでどおり教育委員会名で認可等が行える専決事務とすることが適当と考えられる。

※内部的な取り扱い（決裁）の変更であり、対外的な取り扱いの変更とならない。

決裁権者の変更(案)

参考資料 4

事 項	知事部局		教育委員会	
	各法による権限	決裁権者 (※1)	知事から教育委員会 に委任事務(※2)	決裁権者 (※3)
保育所を経営する社会福祉法人の定款を認可すること (事務委任規則第2条第19号) (社会福祉法人の定款の認可(社会福祉法第31条第1項))	知事	部局長 (専決)	教育委員会	教育委員会 ↓ 教育長(専決)
保育所の設置を認可すること (事務委任規則第2条第20号) 私立児童福祉施設の設置の認可(児童福祉法第35条第4項及び第7項)	知事	部局長 (専決)	教育委員会	教育委員会 ↓ 教育長(専決)
認定こども園の認定をすること (事務委任規則第2条第23号) (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条)	(知事)		教育委員会 (※4)	教育委員会 ↓ 教育長(専決)
社会福祉法人の定款の変更の認可(社会福祉法第43条第1項)	知事	部局長 (専決)	教育委員会	教育長 (委任)
社会福祉法人の解散の認可及び認定 (社会福祉法第46条第2項)	知事	部局長 (専決)	教育委員会	教育長 (委任)
社会福祉法人の合併の認可(社会福祉法第49条第2項)	知事	部局長 (専決)	教育委員会	教育長 (委任)
私立児童福祉施設の廃止及び休止の承認 (児童福祉法第35条第4項及び第7項)	知事	部局長 (専決)	教育委員会	教育長 (委任)
学校法人の寄附行為の認可(私立学校法第31条第1項) 《学校法人(設置する学校が幼稚園のみに限る)の寄附行為を認可すること》	知事	知事	教育委員会	教育委員会
学校法人の解散の認可及び認定(私立学校法第50条第2項)	知事	部局長 (専決)	教育委員会	教育長 (委任)
学校法人の合併の認可(私立学校法第52条第2項)	知事	部局長 (専決)	教育委員会	教育長 (委任)
学校法人の解散命令(私立学校法第62条第1項)	知事	部局長 (専決)	教育委員会	教育長 (委任)
私立学校の設置の認可(学校教育法第4条第1項) 《私立の幼稚園の設置を認可すること》	知事	知事	教育委員会	教育委員会
私立学校の廃止の認可(学校教育法第4条第1項)	知事	部局長 (専決)	教育委員会	教育長 (委任)

※1 高知県事務処理規則

※2 地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任

※3 教育長の権限に属する事務決裁規程

※4 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

専決とは、 行政庁(教育委員会)が自己の決定権限を、補助機関(教育長)に行使させること。法律上の権限を変更するものではない。外部に対しては行政機関(教育委員会)の名による決定がされる。(教育委員会委員長名での認可・認定)

委任とは、 行政庁(教育委員会)がその権限を他の機関(教育長)に委託し、この権限を受任者(教育長)の権限として、受任者(教育長)の名とその責任において行わせること。(教育長名での認可・認定)

高知県教育委員会事務委任規則（抜粋）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を高知県教育長（以下「教育長」という。）に委任することについて必要な事項を定めるものとする。

（委任事務）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(19) 保育所を経営する社会福祉法人の定款を認可すること。

(20) 保育所の設置を認可すること。

(21) 学校法人（設置する学校が幼稚園のみに限る。）の寄附行為を認可すること。

(22) 私立の幼稚園の設置を認可すること。

(23) 認定こども園の認定をすること

高知県教育委員会事務専決規程（抜粋）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を高知県教育長（以下「教育長」という。）に専決させることについて必要な事項を定めるものとする。

（教育長の専決事項）

第 2 条 教育委員会は、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条に定める事務のうち、次に掲げる事務について教育長に専決させるものとする。

(1)～(6) 略

（専決の特例）

第 3 条 教育長は、前条に掲げる事務の内容が重要かつ異例なものであると認められるときは、これを教育委員会に付議することができる。

（専決した事務の報告）

第 4 条 教育長は、専決した事務のうち教育委員会において了知しておく必要があると認められるものについては、教育委員会の会議に報告しなければならない。